

昭和税務署の確定申告会場

問 昭和税務署 ☎052-881-8171

会場では、基本的に自身のスマートフォンで申告します。事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類②スマートフォンおよびマイナンバーカード(発行時に設定したパスワード*)が必要になります。

※署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)、利用者証明用電子証明書(数字4桁)

時 2月16日～3月15日(金)

(土日祝日は除く。ただし2月25日(日)は開設。)

9:15～17:00

(受付終了時間:当日の入場整理券配付終了時)

場 電気文化会館5階

名古屋市中区栄2丁目2番5号(地下鉄伏見駅4番出口から徒歩2分)

※会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

他 入場には「入場整理券」が必要です。詳細は国税庁HPへ。



長久手会場について

問 税務課 ☎56-0608

長久手市確定申告会場(イオンモール長久手4階 イオンホール)は**完全事前予約制**のため、当日受付は行っておりません。事前にインターネット予約(申告日の2日前までに要予約)もしくは上記会場をご利用ください。(詳細は広報ながくて1月号折込チラシへ。)

市役所税務課の投函箱について

税務課には昭和税務署行きの確定申告書投函箱は設置していません。昭和税務署へ直接提出(郵送可)してください。なお、2月16日(金)～29日(木)(土日祝日除く9:30～16:00)は、イオンモール長久手4階イオンホールで直接提出できます。

! 2024年度からの確定申告について

上場株式等の配当所得等および株式等譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、2024年度の個人住民税(2023年分の所得税の確定申告)から、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

所得税で上場株式等の配当所得等および株式等譲渡所得等を申告すると、これらの所得は個人住民税にも算入されるため、住民税上の配偶者控除や扶養控除などへの適用や非課税判定だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合があります。